

(工業)



調査票丙第三號

昭和 年十二月末日現在

本調査票ハ當該官廳ニ於テ秘密ノ取扱ヲ爲ス
本調査票ハ四週提出スルコト
本調査票ハ一月末日迄ニ提出スルコト
昭和 年 月 日提出

工業主ノ住所及氏名又ハ名稱並ニ捺印

工場名		工場所在地										
事業開始年月		主要事業										
作業場名	馬力別	原動機	休止及 準備	計	用途	作業場名	馬力別	原動機	休止及 準備	計	用途	
電												
動												
機												
電動機以外ノ原動機	種類	原動機	休止及 準備	計	用途	作業場名	種類	原動機	休止及 準備	計	用途	
工場ノ一日ノ作業時間	自	月	日	時間	自	月	日	時間	自	月	日	時間

本調査票ニ記入シテスコトヲ得ザルトキハ本調査票ト同一調査票ヲ追加使用スルコト但シ追加機數ヲ明ニスル爲メ欄内ニ記入スルコト 繰數 業中第 葉

記入注意

一 一般事項、工場所在地、事業開始年月、主要事業、工業主の住所及氏名又ハ名稱並ニ捺印欄の記入には調査票第一號及第二號裏面記入注意を照

二 原動機

電動機及電動機以外の原動機は其の各々の馬力に依り區別して記入すること。例へば電動機に付て十馬力のもの十二條、五馬力のもの六條を有する場合の記入方を表示すれば次の如し

馬力	原動機	原動機	原動機	原動機	原動機	原動機
10	7	5	12	3	9	1
5	4	2	6	1	6	1

(イ) 電動機

1 作業場名には例へば第一製糖機、機械工場等の如く電動機が存在する作業場名を記入すること。官馬力別數を事業中のものと休止及準備のものとの區別して記入し更に之を交流のものとの區別して原動機として原動機を記入すること。

2 用途欄には例へば工作機、工場運轉機、旋盤直動機、ローラー運轉機、起重機運轉機等の如く主なる用途を記入すること。

3 復動機には復動機を含まぬ。

4 復動機には小數點以下一位迄とし未滿は切捨ること。

5 電動機以外の原動機

1 作業場名は前掲に同じ。

2 蒸氣機、汽力機、ガス機、石油機、タービン水車、ベルトン水車、日本型水車等に區別すること。例へば直立軸三段膨脹蒸氣機、パルソン式複段蒸氣タービン、ケルチン式複段四サイタル駆送ガス機、直立軸フランシスタービン水車等の如く記入すること。

3 原動機には蒸氣機を含まぬ。

4 復動機には復動機を含まぬ。

5 馬力別數は前掲に同じ。

6 用途欄には蒸氣機を含まぬ。

三 工場の一日の作業時間

工場としての作業時間を記入すること。例へば一日八時間労働二交替の場合は十六時間と記入するが如し。時期に依り作業時間異なる場合は時期毎に區別して記入すること。

工業調査規則 (昭和十四年九月八日)

資源調査法第一條ノ規定ニ依リ工業調査規則ヲ制定ス

第三條 左ノ各號ノ工業調査規則 (秘) 工業調査規則 (秘)

第一號 左ノ各號ノ工業調査規則 (秘) 工業調査規則 (秘) 工業調査規則 (秘) 工業調査規則 (秘) 工業調査規則 (秘)

第二號 左ノ各號ノ工業調査規則 (秘) 工業調査規則 (秘) 工業調査規則 (秘) 工業調査規則 (秘) 工業調査規則 (秘)

第三號 左ノ各號ノ工業調査規則 (秘) 工業調査規則 (秘) 工業調査規則 (秘) 工業調査規則 (秘) 工業調査規則 (秘)

第四號 左ノ各號ノ工業調査規則 (秘) 工業調査規則 (秘) 工業調査規則 (秘) 工業調査規則 (秘) 工業調査規則 (秘)

第五號 左ノ各號ノ工業調査規則 (秘) 工業調査規則 (秘) 工業調査規則 (秘) 工業調査規則 (秘) 工業調査規則 (秘)

第六號 左ノ各號ノ工業調査規則 (秘) 工業調査規則 (秘) 工業調査規則 (秘) 工業調査規則 (秘) 工業調査規則 (秘)

第七號 左ノ各號ノ工業調査規則 (秘) 工業調査規則 (秘) 工業調査規則 (秘) 工業調査規則 (秘) 工業調査規則 (秘)

第八號 左ノ各號ノ工業調査規則 (秘) 工業調査規則 (秘) 工業調査規則 (秘) 工業調査規則 (秘) 工業調査規則 (秘)

第九號 左ノ各號ノ工業調査規則 (秘) 工業調査規則 (秘) 工業調査規則 (秘) 工業調査規則 (秘) 工業調査規則 (秘)

第十號 左ノ各號ノ工業調査規則 (秘) 工業調査規則 (秘) 工業調査規則 (秘) 工業調査規則 (秘) 工業調査規則 (秘)

第十一號 左ノ各號ノ工業調査規則 (秘) 工業調査規則 (秘) 工業調査規則 (秘) 工業調査規則 (秘) 工業調査規則 (秘)

第十二號 左ノ各號ノ工業調査規則 (秘) 工業調査規則 (秘) 工業調査規則 (秘) 工業調査規則 (秘) 工業調査規則 (秘)

第十三號 左ノ各號ノ工業調査規則 (秘) 工業調査規則 (秘) 工業調査規則 (秘) 工業調査規則 (秘) 工業調査規則 (秘)

第十四號 左ノ各號ノ工業調査規則 (秘) 工業調査規則 (秘) 工業調査規則 (秘) 工業調査規則 (秘) 工業調査規則 (秘)

第十五號 左ノ各號ノ工業調査規則 (秘) 工業調査規則 (秘) 工業調査規則 (秘) 工業調査規則 (秘) 工業調査規則 (秘)

第十六號 左ノ各號ノ工業調査規則 (秘) 工業調査規則 (秘) 工業調査規則 (秘) 工業調査規則 (秘) 工業調査規則 (秘)

第十七號 左ノ各號ノ工業調査規則 (秘) 工業調査規則 (秘) 工業調査規則 (秘) 工業調査規則 (秘) 工業調査規則 (秘)

第十八號 左ノ各號ノ工業調査規則 (秘) 工業調査規則 (秘) 工業調査規則 (秘) 工業調査規則 (秘) 工業調査規則 (秘)

第十九號 左ノ各號ノ工業調査規則 (秘) 工業調査規則 (秘) 工業調査規則 (秘) 工業調査規則 (秘) 工業調査規則 (秘)

第二十號 左ノ各號ノ工業調査規則 (秘) 工業調査規則 (秘) 工業調査規則 (秘) 工業調査規則 (秘) 工業調査規則 (秘)

昭和四年四月十二日法律第五十三號資源調査法 (秘)

第一條 政府ハ人の及物の資源ノ調査ノ爲ニ必要ナルキハ個人又ハ法人ニ對シ之ニ關スル報告又ハ實地申告ヲ命ズルコトヲ得

第二條 前項ノ資源調査ノ範圍、方法其ノ他必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 前項ノ資源調査ノ範圍、方法其ノ他必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 前項ノ資源調査ノ範圍、方法其ノ他必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 前項ノ資源調査ノ範圍、方法其ノ他必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條 前項ノ資源調査ノ範圍、方法其ノ他必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 前項ノ資源調査ノ範圍、方法其ノ他必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第八條 前項ノ資源調査ノ範圍、方法其ノ他必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第九條 前項ノ資源調査ノ範圍、方法其ノ他必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十條 前項ノ資源調査ノ範圍、方法其ノ他必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十一條 前項ノ資源調査ノ範圍、方法其ノ他必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十二條 前項ノ資源調査ノ範圍、方法其ノ他必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十三條 前項ノ資源調査ノ範圍、方法其ノ他必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十四條 前項ノ資源調査ノ範圍、方法其ノ他必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十五條 前項ノ資源調査ノ範圍、方法其ノ他必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十六條 前項ノ資源調査ノ範圍、方法其ノ他必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十七條 前項ノ資源調査ノ範圍、方法其ノ他必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十八條 前項ノ資源調査ノ範圍、方法其ノ他必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十九條 前項ノ資源調査ノ範圍、方法其ノ他必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十條 前項ノ資源調査ノ範圍、方法其ノ他必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

日本標準規格 B5(182×257mm)